

第1章 総論

第1節 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の背景

介護保険制度が施行された2000年（平成12年）当時、約900万人だった我が国の75歳以上高齢者（後期高齢者）は、現在約1400万人と増加しており、更に、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には2000万人を突破することが見込まれています。特に都市部を中心に後期高齢者数が急増するとともに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加することも見込まれています。（注）国の社会保障審議会介護保険部会資料より）

こうした中、介護保険法の基本理念を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していく必要があります。

国においては、平成26年に、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護保険制度の改革が行われたところです。

こうした状況や制度改革を踏まえ、第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画は、2025年における高齢者のあるべき姿を念頭に置いて、各種事業の取り組みを位置付けていく必要があります。

2 計画策定の趣旨

本市では、平成24年3月に「第5期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、介護・医療・福祉サービスを一体的に提供する「地域包括ケアの推進」、入所待機者の解消を図るための「特別養護老人ホームの整備」などに重点を置くとともに、「社会参加の促進」や「地域福祉活動の推進」など、きめ細かなサービスを充実させることにより、高齢者がいきいきと「笑顔があふれ 心やすらぐまちづくり」の実現に向け取り組んでいるところです。

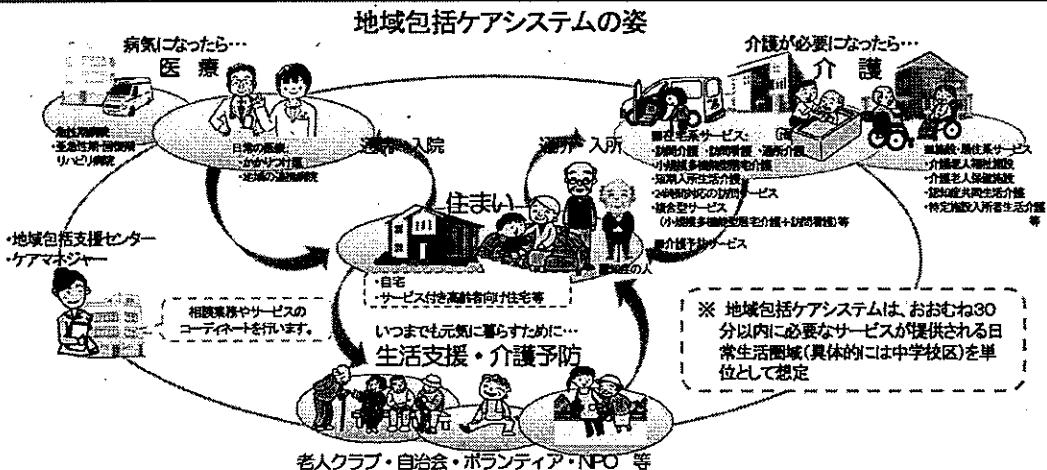
今後、高齢化がさらに進展することを踏まえ、高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、医療や介護、介護予防、生活支援といったサービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する2025年度（平成37年度）までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組むこととします。

このため、第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置づけ、2025年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとし、本計画では第6期の位置づけ及び第6期に目指すべき姿を具体的に明らかにしながら目標を設定し取り組みを進めることとします。

地域包括ケアシステム

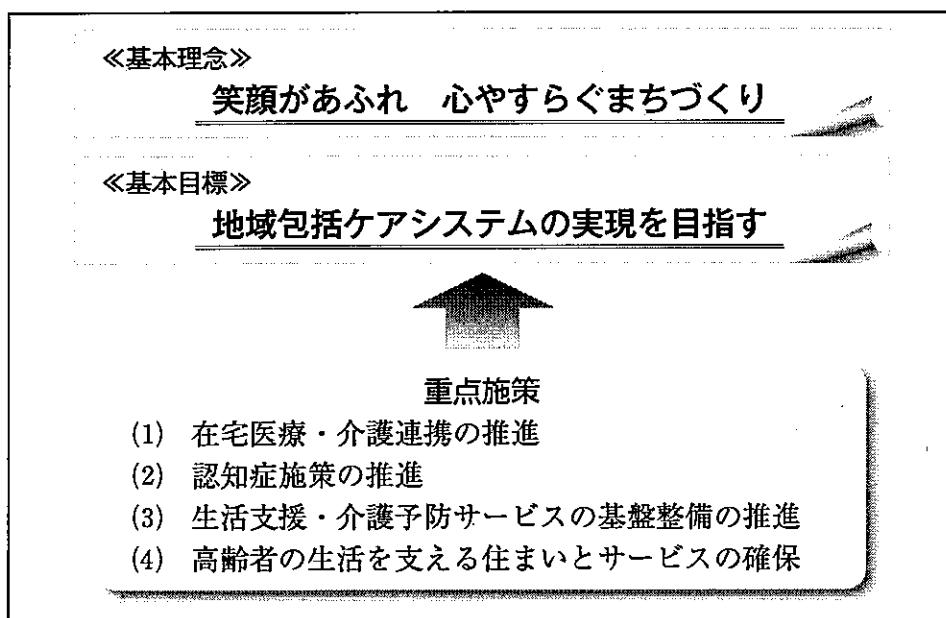
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



(注) 厚生労働省資料より

第2節 計画の基本理念と基本目標

本計画では、第9次鳥取市総合計画に定める「笑顔があふれ 心やすらぐまちづくり」を基本理念とします。また、第6期以降の計画を地域包括ケアとして位置付けることから「地域包括ケアシステムの実現を目指す」ことを基本目標とします。さらに、これを実現するための4つの重点施策を、次のように定めます。(重点施策については、第3章第1節 地域包括ケアシステム構築のための重点取組事項に記述します。)



第3節 計画期間、他の計画との関係

1 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成29年度までの3か年の施策及び事業の方向を定めるものです。併せて、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えた計画と位置付けて策定します。

次回の見直し作業は平成29年度に行います。

2 計画の性格及び他の計画との関係

「介護保険事業計画」の策定については、介護保険法第117条に規定され、介護保険制度の安定的な運営を図るために、保険で提供できる介護サービスの見込量や、この見込量を確保するための方策など介護保険制度の運営に関する事項を定めるものです。

また、「高齢者福祉計画」の策定については、老人福祉法第20条の8に規定されており、本市の高齢者福祉政策の全般を定めるものです。

本計画は、これらの計画を一体のものとし、「鳥取市総合計画」、「とっとり市民元気プラン2011」、「鳥取市障がい者計画」、「鳥取県老人福祉計画及び介護保険事業支援計画」、「鳥取県高齢者居住安定確保計画」等との調和を図りながら策定したものです。

第4節 計画作成のための体制の整備

1 計画の策定体制

「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」は、高齢者を含めた市民全体の計画として策定されることが重要です。このため、計画策定の検討組織である「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会」には、医療・保健・福祉に関する職能団体や住民組織の代表者に加え、公募委員として3人の参加をいただきました。

本市では、作成委員会で作成いただいた素案を基に計画案を作成し、平成27年2月に「鳥取市社会福祉審議会」に諮問して審議を経たのち、市長へ答申が行われました。

2 市民政策コメントの実施

本計画については、鳥取市社会福祉審議会への諮問とあわせ、計画案についての市民政策コメントを、平成26年11月10日から12月1日の間と、平成27年1月9日から1月28日の間、2回実施し、市民の皆さんから、幅広く意見を募集しました。（資料1のとおり）

いただいたご意見等に対しては、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会及び鳥取市社会福祉審議会において審議を重ね、可能な限り、本計画に反映させています。寄せられた意見と対応方針については、資料1に掲載しています。また、本市公式ホームページでも公開しています。

第5節 公表と普及啓発、達成状況の点検評価

「第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」は、医療・保健・福祉のサービスを総合的かつ幅広く提供すること、さらに在宅介護を重視するとの考え方から、在宅サービスの充実を目指す一方、施設サービスの量的確保も図ること、さらには保健サービスの向上を目標としてきました。

本市では、これらの目標を達成するために、各種サービス機関との連携体制の構築、サービス提供の基盤づくり、各種福祉事業の実施、住民参加型福祉の実践等の施策を積極的に推進しました。また、さまざまな機会を捉え、介護保険制度や高齢者福祉施策について広報に努めました。

その結果、地域密着型サービスの整備などの数値目標は、日常生活圏域ごとに達成するとともに、高齢者やその家族が安心して介護サービスを利用できる環境が整うなど、一定の成果を上げているといえます。

この計画は、作成時点における社会情勢や過去の実績をもとに推計した数値等により作成しているため、将来、現状にそぐわない点がでてくる可能性があります。このため、諸施策の遂行や各種サービスの達成状況等を適宜確認するとともに、各種サービスの内容や成果についても点検します。

計画の進行管理については、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会において実施します。